

04

長年の功績に栄誉  
叙勲・褒章を4人が受章

お客様からの厚い信頼

「外務職員として常に心掛けていたことは、お客様の大切な郵便物を迅速、正確かつ丁寧配達をすること。地域密着のサービスをしなが、お客様との信頼関係を築いてやってきたことが、おかげ様で今回の受章につながった」と話す辻野さん。  
取引先や配達先のお客様とも親しくなり、有難いことに「辻野さんだからお願いしたい」と頼りにされることも多々あったそう。そして、郵政記念日には、業務成績優良者として二度表彰を受けました。  
今回の受章を受けることができたのは、「お客様、先輩や同僚に恵まれ、そして家族に支えられてやってこられたから。感謝の気持ちでいっぱい」と話してくれました。

春の叙勲



辻野 勝氏 (65歳)

昭和49年、宇都宮中央郵便局に郵政事務官として入局。平成11年に黒磯郵便局課長代理に就任。33年間にわたり第一線で活躍し、平成19年退職。現在は退職後本格的に始めた米作りに奮闘中。

宝章 瑞単  
郵政業務功勞  
日本郵政公社

危険業務従事者叙勲

悲惨な事故を減らしたい

「奉職してから退職するまで、交通畑一筋」と話す石橋さん。白バイやパトカーで県内を東奔西走し、暴走族の取り締まりや交通事故撲滅に尽力しました。  
また、皇族が那須御用邸にお越しの際に車列の先導を2年間担当。「担当に決まっていたらバイクの特訓の毎日だった」と当時を振り返る一方、職業柄多くの事故現場に立ち会った石橋さん。「若者が犠牲となった時、遺族に報告するのが何より辛かった」と胸の内を明かしてくれました。  
「今回の受賞は、今までの仕事が認められたという思いで大変うれし。単身で勤務地に赴いていた期間もあり、支えてくれた家族に感謝したい」と喜びを語ってくれました。



石橋 貴氏 (70歳)

昭和41年、警察官となり、足利警察署を振り出しに、県内各署や警察本部で勤務し、交通事故撲滅に貢献。平成19年退職。退職後も地域で交通安全推進のため活躍中。

宝章 瑞双  
警察功勞  
栃木県警視

自衛隊組織を支えた38年間

「部隊の先輩や仲間、そして支えてくれた妻のおかげ」と、受章の喜びをかみしめる高田さん。「自衛隊が任務を遂行できるのは物資調達や拠点・インフラ整備などの後方支援があつたこと。時には敵の障害となる壁を構築したり、輸送路を破壊するのも任務の一つ」と、施設科の役割の重要性を語ります。紛争やテロ、外交問題など、不安定な国際情勢をうけて、「国防に携わってきたからこそ安全や平和の尊さを感じている」と一言。世界各地で任務に就く仲間に対し、「敬意を表したい」と続けました。  
退職後は「地域に恩返ししていきたい」との思いから、自治会長や交通安全協会役員などを務め、地域を守る任務に就いています。



高田 昇平氏 (67歳)

昭和43年、後方支援を担う施設科の隊員として陸上自衛隊に入隊。阪神淡路大震災の復旧・復興にも携わる。宇都宮駐屯地を主な拠点に38年間、防衛・災害復興などの任務に従事。

宝章 瑞単  
防衛功勞  
元准陸尉

05

運営に協力してみませんか  
スポーツボランティア登録制度

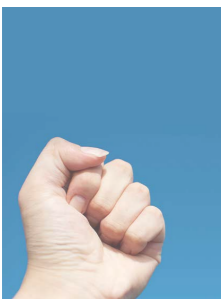
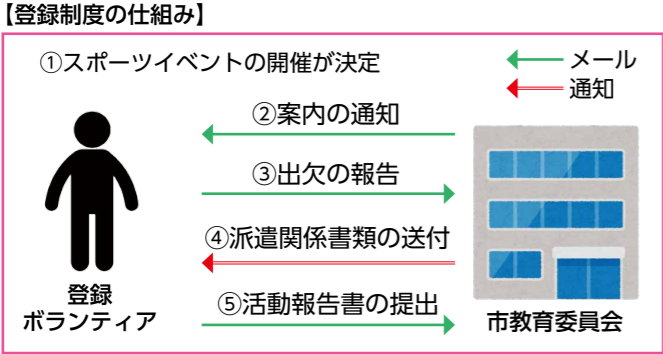


市民の皆さんとスポーツイベントを成功させるためにボランティア登録制度を始めました。平成34年に栃木県で開催が予定されている国民体育大会など、大規模なスポーツイベントの開催を控える中、大会を盛り上げる雰囲気作りには皆さんの協力が欠かせません。  
スポーツに興味のある人やイベント成功の喜びを共有したい人など、ぜひ登録してください。

- ▼対象 次の全ての条件を満たす人  
①高校生を除く満18歳以上の人  
②スポーツ振興のために教育委員会が指定したスポーツイベントの運営に積極的に協力いただける人

- ▼登録方法 登録申請書を函スポーツ振興課に提出(窓口は備えています)
- ▼登録期限 登録を受けた日から翌々年度の末日まで
- ▼問い合わせ 函スポーツ振興課

☎0287(37)5439



06

空き家の利活用を検討中の人へ  
無料で専門家に相談できます



県では、木造である空き家の所有者や管理者で、空き家の利活用(リフォーム、売却、賃貸など)を考えている人を対象に、建築士による現地相談を行っています。

- 【相談例】空き家の傷み具合を知りたい、リフォームをしたい、売却・賃貸を考えている
- ◆建築士が実際に空き家を見ながら、建物の劣化状況を踏まえた利活用方法をアドバイス。
- ▼費用 無料
- ▼申し込み・問い合わせ

☎0287(62)7162

07

知らぬ間に迷惑をかけていませんか  
樹木・雑草適正管理のお願い



自動車を運転中に、樹木などを邪魔に感じたことはありませんか。樹木や雑草が歩道や車道に張り出すと自動車と接触したり、運転者の視界を遮り、事故の発生につながる恐れがあります。特に、管理の行き届いていない空き地からの張り出しに対する相談が寄せられています。

- 土地を管理・所有している人は、定期的に樹木の剪定や雑草の刈り取りを行うなど、適切な管理をお願いします。
- ▼問い合わせ

☎0287(62)7164

登録制度の仕組み